

都道府県高等学校野球連盟の皆様へ

2026年度 高校野球

公式試合賠償責任保険

公式試合賠償責任保険とは、施設賠償責任保険と
レジャー・サービス施設費用保険のセット商品のペットネームです



保険期間：2026年3月20日午前0時～2026年11月30日午後4時

申込締切日：2026年3月3日（火）

払込期日：2026年3月10日（火）

集金方法：公益財団法人日本高等学校野球連盟にお振込み願います。

振込先：三菱UFJ銀行 中之島支店 普通 4718028

公益財団法人日本高等学校野球連盟 保険係

保険契約者：公益財団法人日本高等学校野球連盟

【2025年度加入の連盟の皆様】

今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容の主な改定点は「P.5記載の【商品改定のご案内】」のとおりとなりますので、ご確認ください。



①法律上の損害賠償金だけでなく、争訟費用・緊急措置費用等の損害に対しても保険金をお支払いいたします。【施設賠償責任保険】

②球場で事故（※）が発生したために支出する被災者への対応費用や傷害見舞費用を負担した場合の損害に対して保険金をお支払いいたします。【レジャー・サービス施設費用保険】

記名被保険者 （ご加入者）

公益財団法人日本高等学校野球連盟に所属する都道府県高等学校野球連盟

この保険は、公益財団法人日本高等学校野球連盟を保険契約者とし、上記を記名被保険者とする公式試合賠償責任保険＜【施設賠償責任保険】、【レジャー・サービス施設費用保険】のセット商品＞の団体契約です。 保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、契約者が有します。

被保険者

【施設賠償責任保険・レジャー・サービス施設費用保険 共通】

- ①公益財団法人日本高等学校野球連盟に所属する都道府県高等学校野球連盟
- ②公益財団法人日本高等学校野球連盟

【施設賠償責任保険のみ】

- ③球場（学校）施設所有者・管理者
- ④大会参加校
- ⑤記名被保険者の使用人
- ⑥記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関
- ⑦記名被保険者が法人以外の社団である場合は、その構成員
- ⑧記名被保険者が自然人である場合は、その同居の親族

対象となる試合

都道府県高等学校野球連盟・公益財団法人日本高等学校野球連盟主催の日本国内における保険期間中の公式試合

（※）レジャー・サービス施設費用保険での事故とは以下の事由をいいます。

- (1) 火災
- (2) 落雷
- (3) 破裂・爆発
- (4) 風・ひょう・水・雪災
- (5) 施設の外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊
- (6) 食中毒（貴連盟が対象施設内で製造・販売・提供した飲食物に起因するもので、所轄保健所に届出のあったものに限り。）
- (7) 上記以外の急激かつ偶然な外来の事故（注2）

（注1）上記（1）～（5）の事故については、対象施設内の建物や工作物等が損害を受けた場合に限り、（7）の事故については施設内で事故が発生した場合に限り、補償の対象となります。

（注2）（7）の事故は、レジャー・サービス施設費用保険に付帯の傷害見舞費用追加担保特約条項、被災者対応費用追加担保特約条項により、追加補償されます。

① 補償内容 ②

(1) 施設賠償責任保険

都道府県高等学校野球連盟・公益財団法人日本高等学校野球連盟指定の球場（学校グラウンドを含む）の施設に起因し、またはそこで行われる都道府県高等学校野球連盟・公益財団法人日本高等学校野球連盟主催の公式試合（試合前後の練習中を含む）運営に起因して保険期間中に他人の身体・生命を害したり、財物を損壊したことに被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いいたします（ただし、追加被保険者・交差責任特約条項に記載の追加被保険者間は他人とみなします）。

◇お支払い対象となる損害◇

①打球が球場外に飛び出し、民家や駐車中の自動車に当たり、損害が生じ、法律上の賠償責任を負った。



②球場の屋根がはがれ下にいた観客が負傷し、法律上の賠償責任を負った。



③球場の火災により観客が死傷し、防災対策に問題があったとして法律上の賠償責任を負った。



◇お支払いする保険金◇

【お支払いする保険金の種類、および保険金のお支払方法】

(1) 次のような損害賠償金や費用に対して保険金をお支払いします。

①法律上の損害賠償金

法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金（賠償責任の承認又は賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。）

②争訟費用

損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用（訴訟に限らず、調停・示談なども含まれます。）

③損害防止軽減費用

保険事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用

④緊急措置費用

保険事故になると思われる事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用

⑤協力費用

引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

(2) 保険金のお支払方法

上記①の法律上の損害賠償金はその額から免責金額を差し引いた額を、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

上記②～⑤の費用は、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります（支払限度額は適用されません。）。ただし、上記②の争訟費用については、「①法律上の損害賠償金 > 支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額 ÷ ①法律上の損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

補償内容 オプション

(2) 借用不動産損壊担保特約 ・ 借用不動産修理費用担保特約

施設賠償責任保険に加入の場合、オプションとして追加加入できる補償となります。

■ **借用不動産損壊担保特約**：不測かつ突発的な事由による借用不動産の損壊が、パンフレット記載の保険期間中に日本国内において発生した場合に、その貸主に対して記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。

■ **借用不動産修理費用担保特約**：不測かつ突発的な事由による借用不動産の損壊について記名被保険者が借用不動産修理費用を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。ただし、記名被保険者がその借用不動産の損壊について貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合を除きます。

◇お支払い対象となる損害例◇

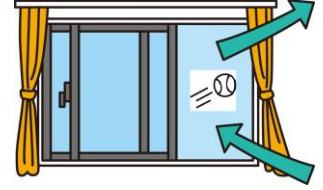
①公式戦の試合中、打球がベンチに飛び込み窓ガラスを割ってしまった。



②打球がスコアボードにあたり壊してしまった。



③ファールボールがコンコース内に飛び込み球場施設の備品を壊してしまった。



◇お支払いする保険金◇

	借用不動産損壊担保特約	借用不動産修理費用担保特約
お支払いする保険金	次のような損害賠償金や費用に対して保険金をお支払いします。不測かつ突発的な事由による借用不動産の損壊について、その貸主に対して保険証券記載の記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約条項により、保険金を支払います。	次のような費用に対して保険金をお支払いします。不測かつ突発的な事由による借用不動産の損壊について、パンフレット記載の記名被保険者が負担した修理費用に対して、この特約条項により、保険金を支払います。
借用不動産とは	記名被保険者がその業務の遂行のために日本国内において他人から賃借する次のいずれかに該当する不動産をいい、これらに備え付けられ同時に賃借した什器備品を含みます。 ① 保険証券記載の建物であって、記名被保険者が事務所もしくは店舗の用途または役員もしくは使用人に居住させる社宅の用途に使用しているもの ② 保険証券記載の建物内の戸室であって、記名被保険者が事務所もしくは店舗の用途または役員もしくは使用人に居住させる社宅の用途に使用しているもの	記名被保険者がその業務の遂行のために日本国内において他人から賃借する球場に備え付けられ同時に賃借した以下の設備什器をいいます。 ア. グラウンドに隣接する施設の扉、窓ガラス、防護壁、仕切り壁、照明、造作 イ. 球場内の窓ガラス、欄干、手すり ウ. スコアボード（オーロラビジョンを含みます。） エ. スコアボード下の通路屋根（装飾を含みます。） オ. 固定看板 カ. 電光掲示板 キ. ナイター照明（やぐら鉄骨およびポールを含みます。） ク. 防犯カメラ ケ. 消火栓 コ. ソーラーパネル サ. 門灯、外灯、足元灯 シ. ベンチおよびブルペン内の椅子、電話機、バットスタンド、荷物台 ス. 観客席の椅子、机 セ. 中継用カメラ、中継用モニター（テレビ局等から持ち込まれたものを除きます。） ソ. コンコース内設備什器など
修理費用		借用不動産を損壊が発生する直前の状態に復旧するために必要な費用をいい、壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部または地盤の構成物を復旧するための費用を含みません。

◇補償タイプと保険料◇

支払限度額とは、お支払いする損害賠償金に係る保険金の最高限度額です。

(1) 施設賠償責任保険

(2) オプション

補償内容		支払限度額	タイプ1	タイプ2	タイプ3
公式試合	身体障害	1名・1事故	3,000万円	5,000万円	1億円
	財物損壊	1事故/期間中	300万円	500万円	500万円
	免責金額 (自己負担額)	1事故につき	3万円	2万円	1万円
1 試合当たりの保険料			620円	810円	1,060円

タイプ1～3 共通	支払限度額
借用不動産損壊	100万円
借用不動産修理費用	100万円
免責金額 (自己負担額)	0円
1 試合当たりの保険料	180円

※「借用不動産損壊担保特約と借用不動産修理費用担保特約の両方の加入が必要であり、いずれか一方のみを加入することはできません。

※タイプQ加入対象連盟は本オプションを追加することはできません。

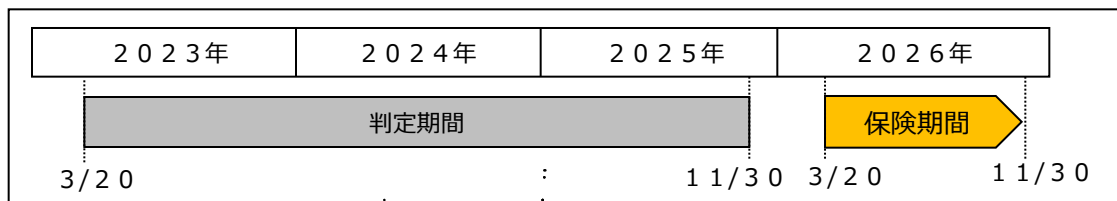
【タイプQについて】

当該保険制度維持のため、一定基準を超過した連盟につきましては、タイプQにご加入いただく制度運営となっております。

① タイプQとなる条件

昨年度タイプ1～3で加入している場合 → 直近3年間の累計損害率が**100%を超過**すること

昨年度タイプQで加入している場合 → 直近3年間の累計損害率が**80%を超過**すること



② タイプQから通常タイプの復活条件

直近3年間の累計損害率が**80%以下**となった場合

◇保険金をお支払いしない主な場合◇

施設賠償責任保険	借用不動産損壊担保特約	借用不動産修理費用担保特約
<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者・被保険者の故意（※） ・戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議 ・サイバー攻撃 ・地震、噴火、洪水、津波、または高潮 ・他人との特別の約定により加重された賠償責任 ・被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任 ・給排水管、暖冷房装置等からの蒸気または水やスプリンクラーからの内容物の漏出、いっ出による損害 ・施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事による損害 ・航空機、自動車・原動機付自転車または施設外にある船・車両（自転車等原動力がもつばら人力によるものを除きます。）もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害 ・核燃料物質、核原料物質、放射性元素または放射性同位元素等による有害な特性またはその作用（放射能汚染、放射線障害を含みます。）に起因する損害（ただし、医学・産業用の放射性同位元素の使用・貯蔵・運搬による損害であり、法令違反がなかった場合は、お支払の対象となります。） ・汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出・放出（ただし、突発的な事故を原因として不測かつ急激に発生したもので、所定の期間内に発見され、引受保険会社に通知されたものは、お支払の対象となります。）または廃棄物の不法投棄・不適正な処理による損害 ・石綿または石綿の代替物質等の発ガン性その他の有害な特性に起因する賠償責任 ・医療行為や人体に危害を生ずるおそれのある行為のうち医師、歯科医師、看護師、保健師、助産師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為、薬品の調剤・投与・販売・供給、その他、特定の（保険約款に定める）有資格者以外の者が行うことが法令で禁じられている行為 など （※）なお、これらの適用に関する判断は被保険者ごとに個別に行われるものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者または被保険者の故意 ・戦争（宣戦の有無を問いません。）、変乱または暴動（群衆または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。） ・地震、噴火、洪水、津波または高潮 ・被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 ・被保険者と同居する親族に対する賠償責任 ・被保険者の使用人が、被保険者の業務の従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任 ・排水または排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任 ・建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込み ・自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理 ・借用不動産の修理、改造、取壊し等の工事 ・借用不動産のかし ・借用不動産の日常の使用に伴う摩滅、消耗、劣化、汚損、破損、自然の消耗または性質によるさび、かび、変質その他類似の現象 ・ねずみ食い、虫食いその他類似の現象 ・記名被保険者が借用不動産を貸主に引き渡した後に発見された損壊 ・記名被保険者がその親会社、子会社または関連会社に対して賠償責任を負担することによって被る損害 この規定において、親会社、子会社または関連会社の定義は、それぞれ「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」が定めるところによります。 ・サイバー攻撃（借用不動産について火災または破裂もしくは爆発（気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。）が生じた場合は、適用しません。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者または被保険者の故意 ・戦争（宣戦の有無を問いません。）、変乱、暴動または労働争議 ・地震、噴火、洪水、津波または高潮 ・給排水管、暖冷房装置、室調整装置、消火栓または業務用もしくは家事用器具からの蒸気または水の漏出・いっ出 ・スプリンクラーからの内容物の漏出・いっ出 ・仕事の終了（仕事の目的部の引渡しを要するときは引渡しをもって仕事の終了とします。）または放棄の後に仕事の結果に起因して発生した事故。ただし、仕事が行われた場所に放置または遺棄された機械、装置または資材については、この規定を適用しません。 ・施設の新築、修理、改造、取壊し等の工事 ・次に掲げるものの所有、使用または管理 <ul style="list-style-type: none"> ア.自動車、原動機付自転車または航空機 イ.施設外における船・車両（原動力がもつばら人力である場合を除きます。）または動物 ・記名被保険者の占有を離れた次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ア.商品または飲食物 イ.施設外にあるアに規定するもの以外の財物（仕事が行われた場所に放置または遺棄された機械、装置または資材を除きます。） ・建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込み ・借用不動産のかし ・借用不動産の日常の使用に伴う摩滅、消耗、劣化、汚損、破損、自然の消耗または性質によるさび、かび、変質その他類似の現象 ・ねずみ食い、虫食いその他類似の現象 ・記名被保険者が借用不動産を貸主に引渡しした後に発見された損壊 ・記名被保険者がその親会社、子会社または関連会社に対して賠償責任を負担することによって被る損害 この規定において、親会社、子会社または関連会社の定義は、それぞれ「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」が定めるところによります。 ・保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人（保険契約者または記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関をいいます。）の重大な過失または法令違反 ・借用不動産の貸主の故意もしくは重大な過失または法令違反 ・借用不動産の使用もしくは管理を委託された者または記名被保険者と同居の親族もしくは記名被保険者と生計を共にする親族の故意 ・保険契約者、記名被保険者または保険金を受け取るべき者の業務に従事中の使用人の破壊行為 ・土地の沈下、移動または隆起 ・差押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置により行われた場合を除きます。 ・借用不動産に対する修理における作業上の過失または技術の拙劣 ・風、雨、雪、ひょう、砂じんもしくはその他これらに類するもの吹込みまたはこれらからのもの漏入 ・凍結による専用水道管の損壊 ・借用不動産に生じたすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外観上の損傷であって、借用不動産の機能に直接関係のないもの ・借用不動産のうち、電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、借用不動産の他の部分と同時に被った損害を除きます。

【商品改定のご案内】

施設賠償責任保険において、従来補償対象外としていた「建物外部から内部への雨・雪等の浸入・吹込み」による損害を補償対象とします。

(3) レジャー・サービス施設費用保険

対象となる公式試合が行われる球場でおきた、火災、落雷、破裂・爆発、風・ひょう・水・雪災、物体の落下・飛来・衝突・倒壊、食中毒、その他急激かつ偶然な外来の事故により施設利用者（*1）が被った傷害につき被保険者が支出する費用に対して保険金をお支払いします。

（法律上の賠償責任の有無にかかわらずお支払いします。但し、損害賠償金として支払われたものはお支払いできません。また、事故発生日から一年以内に支払われたものに限りお支払いします。）

（*1）対象施設の利用を目的として、対象施設に入場している者をいい、次の者を含みません。

- ア. 被保険者（被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。）およびその者と同居の親族
- イ. 対象施設の業務に従事中の者
- ウ. 対象施設（対象施設が建物の一部であるときは、その建物の他の部分を含みます。）の保守、保安、点検、警備、消防、清掃その他これらに類似の業務または新築、改築、増築、改造、修理、取りこわしその他の工事に従事中の者
- エ. 対象施設において競技を行う者

◇お支払い対象となる損害◇

①ファールボールが観客の頭部にあたりケガをし、入院・通院した為お見舞金を支払った。



②球場の階段で転倒し、観客が骨折し入院・通院した為お見舞金を支払った。



③火災、落雷、風災、物体の落下・飛来等によって球場に損害が生じ、観客がケガをし、入院・通院した為お見舞金を支払った。



（注1） ただし、被保険者に損害賠償責任が発生し、損害賠償金として支払った見舞金は対象となりません。

（注2） 利用者が傷害を被った場合の下記費用が対象ですので、メガネ・携帯電話・応援等で使用の楽器等物の損害に対して支出した見舞費用等は保険金お支払対象外です。

① 被災者対応費用

利用者が事故によって傷害を被った結果として死亡した場合、または医師の治療を受けた場合に支出される次の費用

- ・被災者の法定相続人またはその代理人が現地を訪問するための費用(交通費、宿泊費等)
- ・役員、使用人を現地等へ派遣するための費用(交通費、宿泊費等)
- ・通信費用(電話代等)
- ・葬儀費用（被保険者が営む場合） 等

② 被災者傷害見舞費用・傷害見舞費用

利用者が事故によって傷害を被った結果として死亡した場合または医師の治療を受けた場合に、被災者や遺族に対して慣習として支払った弔慰金、見舞金等

- ・死亡見舞費用
- ・後遺障害見舞費用
- ・入院見舞費用
- ・通院見舞費用

◇お支払いする保険金◇

- ① 保険金は、被災者対応費用、被災者傷害見舞費用、傷害見舞費用いずれに対しても、被保険者が負担した額のうち負担することが必要かつやむを得ないものとして正当と認められる部分について、それぞれの支払限度額を限度にお支払いします。
- ② いずれの費用についても、事故発生日から1年以内に負担した費用に限ります。
- ③ いずれの費用についても、損害賠償金として負担したものを除きます。

【お支払いする保険金の種類、および保険金のお支払い方法】

事故発生日から一年以内に負担した次の費用です。

被保険者が所有、使用または管理する施設（*）内の建物や工作物等が火災、落雷、破裂・爆発、台風、暴風雨、洪水、高潮等の風水災、ひょう災、雪災、施設外部からの物体の落下、飛来、衝突、倒壊により損害が生じた事故、または被保険者が施設内で製造、販売、提供した飲食物により食中毒が生じた事故やそれら以外に施設内で生じた急激かつ偶発の外来の事故により施設利用者が身体に傷害を被り（被災者となり）、死亡したり医師の治療を受けた場合に被災者や被災者の法定相続人との対応のために要した次の費用をお支払いします。

（*）各都道府県高野連・公益財団法人日本高等学校野球連盟主催の前記「対象となる試合」で使用する球場に限ります。

●被災者対応費用 保険金●

被災者や被災者の法定相続人との対応のために要した次の費用に対してお支払いします。

- ① **親族現地訪問費用（被災者1名につき2名分を限度とします）**：被災者の法定相続人またはその代理人が現地（事故発生日・被災者収容地）に赴いたときの交通費、ホテル等客室料（1名につき14日分を限度とします）、渡航手続費
- ② **役員・使用人派遣費用**：被保険者の役員・使用人もしくはこれらの代理人を現地または被災者、被災者の法定相続人もしくはこれらの代理人の住所に派遣したときの交通費、ホテル等客室料、渡航手続費
- ③ **通信費用**：被保険者が必要とした通信費用
- ④ **応対関係費用**：被保険者が被災者の法定相続人またはその代理人と対応したときのホテル・事務所等の応対施設の借上費用、被災者の法定相続人またはその代理人が被保険者の指定する連絡場所を訪問したときの交通費、ホテル等客室料（1名につき14日分を限度とします）、渡航手続費用
- ⑤ **捜索救助費用**：被災者を捜索、救助または移送する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づき支払った費用
- ⑥ **移送費用**：死亡した被災者の遺体輸送費用、治療中の被災者の移転費用（被災者の帰宅費用は控除されます）
- ⑦ **葬儀費用**：死亡した被災者の葬儀を被保険者が営むために支出した費用

●被災者傷害見舞費用保険金・傷害見舞費用保険金●

被災者または被災者の法定相続人に対して慣習として支払った次の費用に対して支払います。

＜死亡・後遺障害見舞費用＞は事故による傷害の直接の結果、事故日から180日以内に被災者が死亡、または後遺障害が生じ、被保険者が見舞金等を支払った場合に、被災者1名につき障害程度に応じて定める額を限度に、死亡見舞費用保険金または後遺障害見舞費用保険金を支払います。同一事故による死亡見舞費用保険金および後遺障害見舞費用保険金は、1被災者につき、合算して死亡見舞費用支払限度額が限度となります。

＜入院見舞費用＞は事故による傷害の直接の結果、事故日から180日以内に被災者が入院し、被保険者が見舞金等を支払った場合、被災者1名につき、その入院期間に応じて定める額を限度に入院見舞費用保険金を支払います。

（注）入院見舞費用保険金の支払いを受けられる期間中、新たに他の傷害を被っても重複してお支払できません。

＜通院見舞費用＞は事故による傷害の直接の結果、被災者が通院し、被保険者が見舞金等を支払った場合、被災者1名につき、その通院日数（往診日を含みます。）に応じて定める額を限度に通院見舞費用保険金を支払います。

（注1）事故日から180日を超過した後の通院および入院見舞費用保険金が支払われる期間中の通院は通院日数に含みません。

（注2）通院見舞費用保険金の支払いを受けられる期間中、新たに他の傷害を被っても重複してお支払できません。

◇補償タイプと保険料◇

補償内容		支払限度額（被災者1名あたり）			
		Aプラン	Bプラン	Cプラン	
被災者対応費用		1 事故あたり50万円×被災者数			
被災者傷害見舞費用 ・傷害見舞費用	死亡	50万円	100万円	100万円	
	後遺障害（その程度により100%～4%の所定の割合）	50万円	100万円	100万円	
	入院見舞費用	入院 31日以上	10万円	50万円	100万円
		15日～30日	5万円	30万円	50万円
		8日～14日	3万円	14万円	30万円
		7日以内	2万円	7万円	20万円
	通院見舞費用	通院 31日以上	5万円	25万円	50万円
		15日～30日	3万円	15万円	30万円
		8日～14日	2万円	7万円	20万円
		7日以内	1万円	3.5万円	10万円
1 試合あたりの保険料		165円	452円	753円	

支払限度額とは、お支払いする保険金の最高限度額です。事故対応のために要する上記費用を支払限度額の範囲内でお支払します。

◇保険金をお支払いしない主な場合◇

- ・保険契約者、被保険者、保険金受取人またはこれらの者の法定代理人の故意、重過失
- ・地震、噴火、津波
- ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ・サイバー攻撃
- ・被災者自身の故意、重過失、自殺行為、犯罪行為、闘争行為
- ・被災者自身の脳疾患、疾病、心神喪失
- ・被災者の妊娠、出産、早産、流産、または外科的手術、その他医療処置
- ・むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの
- ・被災者自身による自動車または原動機付自転車の無免許運転・酒気帯び運転、麻薬等を使用した状態での運転中に生じた事故
- ・被災者に対する刑の執行
- ・核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

等

① ご注意

① **レジャー・サービス施設費用保険** 単独ではご加入いただけません。必ず**施設賠償責任保険**とセットでご加入ください。

- ・賠償責任が発生するか否かにより、下記のように保険金の支払いがされることになります。いずれの場合にも対応できるようにセットでのご加入をよろしく願います。
- ・レジャー・サービス施設費用保険のみのご加入はできません。施設賠償責任保険にもご加入下さい。
- ・下記の表は補償の違いを簡略化して表したものです。詳細についてご不明な点はお問い合わせください。

費用の種類		賠償責任が発生する場合	賠償責任が発生しない場合
損害賠償金		○	—
裁判費用・弁護士費用等の争訟費用		○	○
被災者対応費用	法定相続人現地訪問費用	●※	●
	被保険者使用人派遣費用	●※	●
	通信費用	●※	●
	応対関係費用	●※	●
	捜索・救助・移送費用	●※ (ケースにより○)	● (ケースにより○)
	輸送費用・移転費用	●※	●
	合同葬儀費用	●※ (ケースにより○)	●※ (ケースにより○)
被災者傷害見舞費用		●※	●

○：施設賠償責任保険の補償対象となります。

●：レジャー・サービス施設費用保険の補償の対象となります。

※：被保険者が損害賠償金として負担した被災者対応費用および被災者傷害見舞費用については、レジャー・サービス施設費用保険では補償されず施設賠償責任保険の補償事由に該当する場合にはそちらで補償されます。

② **競技者（対象施設において競技を行う者）は、レジャー・サービス施設費用保険の被災者傷害見舞費用でのお支払いの対象となりません。**

★ 競技者（対象施設において競技を行う者）には傷害保険にご加入いただくよう、注意の喚起をお願いいたします。担当代理店にも取扱がございますのでご相談下さい。

① 加入手続き方法 ①

1、「加入依頼書」、「加入依頼書別紙」にご記入・ご捺印の上、必要書類をご返送ください。



- ①パンフレットP 11～13の記入例をご参照ください。
- ②下記書類を、朝日新聞総合サービス株式会社へご返送ください。

【施設賠償責任保険+レジャー・サービス施設費用保険 加入の場合】

- ・公式試合に係る「施設賠償責任保険」加入依頼書
- ・公式試合に係る「レジャー・サービス施設費用保険」加入依頼書
- ・加入依頼書別紙
- ・昨年度の試合数を確認できる公表資料・客観的資料コピー

【施設賠償責任保険 加入の場合】

- ・公式試合に係る「施設賠償責任保険」加入依頼書
- ・加入依頼書別紙
- ・昨年度の試合数を確認できる公表資料・客観的資料コピー



☆ レジャー・サービス施設費用保険のみの加入はできません。必ず施設賠償責任保険とセットでご加入ください。

2、保険料をお振込みください。



- ①加入依頼書の内容にて、朝日新聞総合サービス株式会社より請求書を送付いたします。
- ②払込期日までに、保険料をお振込みください。

<振込先>

三菱UFJ銀行 中之島支店 普通 4718028
公益財団法人 日本高等学校野球連盟 保険係



3、「加入依頼書」「加入依頼書別紙」コピー、保険料お振込み控をお手元に保管ください。

保険証券は、契約者の「公益財団法人 日本高等学校野球連盟」へ送付されるため、貴連盟には何も届きませんので、ご了承ください。

◇申込締切後に中途加入を希望される場合◇

補償プランを決めていただき、試合数をご確認の上、下記までご連絡ください。

朝日新聞総合サービス株式会社 大阪保険事業部

TEL：06-6231-4546 FAX：06-6231-9531

公式試合に係る「施設賠償責任保険」加入依頼書 記入例

公式試合に係る「施設賠償責任保険」加入依頼書

〈加入依頼日〉 2026 年 1 月 10 日

公益財団法人日本高等学校野球連盟 御中

取扱代理店：朝日新聞総合サービス株式会社
引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

【加入者兼記名被保険者☆】

ご加入時の確認事項確認印兼用

〇〇県 高等学校野球連盟 朝日 太郎



【ご加入時の確認事項】

私は自分が保険契約者である団体の構成員であることを確認のうえ、以下のとおり加入を依頼します。また表面記載の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容を確認のうえ、同意します。

1. 保険期間

2026年3月20日午前0時 ~ 2026年11月30日午後4時まで

2. 申込内容

(1) 加入タイプに○印を付けてください。[1 試合あたりの保険料]

() タイプ1 [620 円] (○) タイプ2 [810 円] () タイプ3 [1,060 円]

(2) オプションの加入有無

(○) オプションに加入する (180 円) () オプション加入しない

(3) 公式試合数・保険料をご記入ください。

試合数☆ 昨年度通算試合数+今年度のみ行う大会の試合数 <small>昨年度のみ行われた試合で、すでに昨年度保険料をいただいている試合数は除く。</small>	350 試合	
軟式野球公式戦を合わせてご加入される場合☆	硬式 300 試合	軟式 50 試合
(1) 施設賠償責任保険料 (1 試合あたりの保険料×試合数)	283,500 円	
(2) オプション保険料 (1 試合あたりの保険料×試合数)	63,000 円	
(1) + (2) 合計保険料	346,500 円	

3. 他の保険契約等

★告知事項申告欄 ※どちらかに○をお付け下さい	1. 本保険で補償の対象となる危険について、過去5年以内に損害賠償請求を受けたことがありますか(過去に引受保険会社と締結した保険契約の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。)	はい	いいえ	★他の保険契約等(※)	あり	契約日	契約者の種類
	2. 本保険で補償の対象となる危険について、将来損害賠償請求を受けるおそれのある事実がすでに発生していることを知っていますか(過去に引受保険会社と締結した保険契約の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。)	はい	いいえ		なし		支払限度額(保険金額)
	<small>※上記1~2のいずれかが「はい」の場合は、損害賠償請求およびその原因となる事実の具体的な内容を記入</small>			(※) 共済契約を含みます。			
<p>ファウルボールが球場外に飛び出し、 駐車中の車両にぶつかり破損させた。</p>							

※ご加入の際は、『公式試合に係る「施設賠償責任保険」加入依頼書』『加入依頼書別紙』にご記入・ご捺印の上、保険料算出基礎数字である前年度の試合数を確認できる公表資料・客観的資料をあわせてご提出ください。到着後、保険料をご案内させていただきます。

★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。これらに事実と異なる記載をした場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(告知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

公式試合に係る「レジャー・サービス施設費用保険」加入依頼書 記入例

公式試合に係る「レジャー・サービス施設費用保険」加入依頼書

〈加入依頼日〉 2026年 1月 10日

公益財団法人日本高等学校野球連盟 御中

取扱代理店：朝日新聞総合サービス株式会社
引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

【加入者兼記名被保険者☆】

ご加入時の確認事項確認印兼用

〇〇県 高等学校野球連盟 会長 朝日 太郎



【ご加入時の確認事項】

私は自分が保険契約者である団体の構成員であることを確認のうえ、以下のとおり加入を依頼します。また裏面記載の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容を確認のうえ、同意します。

1. 保険期間

2026年3月20日午前0時 ~ 2026年11月30日午後4時まで

2. 申込内容

(1) 加入希望タイプに○印を付けてください。[1試合あたりの保険料]

() Aプラン[165円] (○) Bプラン[452円] () Cプラン[753円]

(2) 公式試合数・保険料をご記入ください。

<p>試合数☆</p> <p>昨年度通算試合数+今年度のみ行う大会の試合数 昨年度のみ行われた試合で、すでに昨年度保険料をいただいている試合数は除きます。</p>	350 試合	
軟式野球公式戦を合わせてご加入される場合☆	硬式 300 試合	軟式 50 試合
<p>保険料</p> <p>(1試合あたりの保険料×試合数)</p>	158,200 円	

※1の位は四捨五入となります。

3. 他の保険契約等

★他の保険契約等		あり(当社)	あり(他社)	会社名	保険等の種類
				満期日	支払限度額

※ご加入の際は、『公式試合に係る「レジャー・サービス施設費用保険」加入依頼書』、『加入依頼書別紙』にご記入・ご捺印の上、保険料算出基礎数字である前年度の試合数を確認できる公表資料・客観的資料をあわせてご提出ください。到着後、保険料をご案内させていただきます。

★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。これらに事実と異なる記載をした場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、すみやかにご加入の取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご加入を解除することがあります。

加入依頼書別紙 記入例

〇 〇 県

高等学校野球連盟

試合数内訳表（加入依頼書別紙）

	大会名・行事名	試合数
1	春季大会	70
2	第〇〇回全国高等学校野球選手権	140
3	一年生大会	10
4	秋季大会	60
5	第〇〇回〇〇新聞社杯	8
6	春季大会（軟式）	10
7	第〇〇回全国高等学校軟式野球選手権	30
8	秋季大会（軟式）	10
9	南日本大会（今年度のみ）	12
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
合計試合数		350

昨年度とは違う特別な大会が今年だけ開催する場合は、ご記入ください。
（例：近隣都道府県対抗大会において、今年が持ち回り主催都道府県となった場合等）

今年度のみ開催する大会（毎年持ち回り主催等）につきましては、「加入依頼書」の試合数に含めてご記入ください。昨年度のみ開催された大会の試合数につきましては、差引いてご記入ください。

大会名が明記されていない大会の事故につきましては、保険金支払対象外となります。

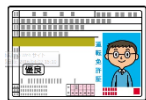
申込時点で把握できない場合や、追加の大会が発生した場合は、中途加入もできますので、ご相談ください。

※昨年度実績の試合数となります。今年度のみ特別開催する大会に関しても含めてご記入ください。
（近隣都道府県との合同開催大会の幹事・主催等）

※大会名、行事名が該当しないものに関しましては、保険対象外となりますのでご了承ください。

もし事故がおこったら…

① 被害者の確認



被害者の名前、住所、連絡先をご確認ください。

(被害が車の場合)

所有者・ナンバー・車種・修理工場の連絡先・担当者もご確認ください。

レジャー・サービス施設費用
保険での対応となります。

② 被害状況の確認

【対人の場合】



《施設利用者・業務従事者等以外》

治療費・交通費(※)の領収書を取っていただくようご案内ください。

治療完了後、治療費・交通費領収書コピーを回収の上、保険金振込先の確認が必要となります。

(※) 電車・バスをご利用の場合は、領収書の取付は不要ですが、ルートをご確認ください。



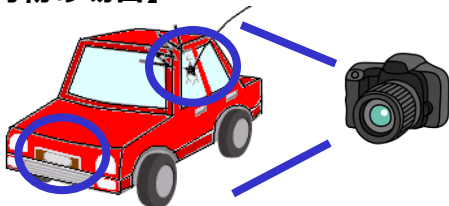
《施設利用者(観客等)》

治療費・交通費(※)の領収書を取っていただくようご案内ください。

治療完了後、治療費・交通費領収書コピーを回収の上、保険金請求書類の取付が必要となります。

★ 治療費全額の保険金支払いができない場合がございます。

【対物の場合】



ポイント1：破損状態がはっきり写っている

ポイント2：全体が写っている

ポイント3：車の場合は、ナンバープレートが写っている

損害状況がわかる写真を必ず撮ってください。携帯のカメラで撮影したもので対応可能です。また、修理見積書・請求書のご手配をお願いします。

(保険金支払対象外の主なもの)

写真代、調査費用、屋根に上がる費用 等

(被害が車の場合)

修理工場連絡先をご確認ください。必要な場合は、レッカー・レンタカーを大手会社にてご手配ください。

③ 事故報告 F A X

必要事項をご確認の上、事故報告書にもれなくご記入いただき、下記まで F A X をお願いいたします。

平日(土日祝日・年末年始除く) 10:00~18:00 【F A Xは24時間受信可能】

F A X 番号

06-6231-9531

東京海上日動火災保険株式会社 取扱代理店

朝日新聞総合サービス株式会社 大阪保険事業部

物損の写真・修理見積書については、電話にて連絡後、メール送信をお願いします。

E-mail: ags-osakahoken@asahi.com

緊急連絡先(上記営業時間外) 事故受付のみの対応となります。契約者・証券番号をお伝えください。

東京海上日動火災保険株式会社

事故受付センター TEL:0120-720-110

契約者: 公益財団法人日本高等学校野球連盟

証券番号: (施設賠償責任) Y900008247

(レジャー・サービス施設費用 Y900008254)

示談交渉サービスはございません！

保険会社・代理店は被害者と直接お話しができません

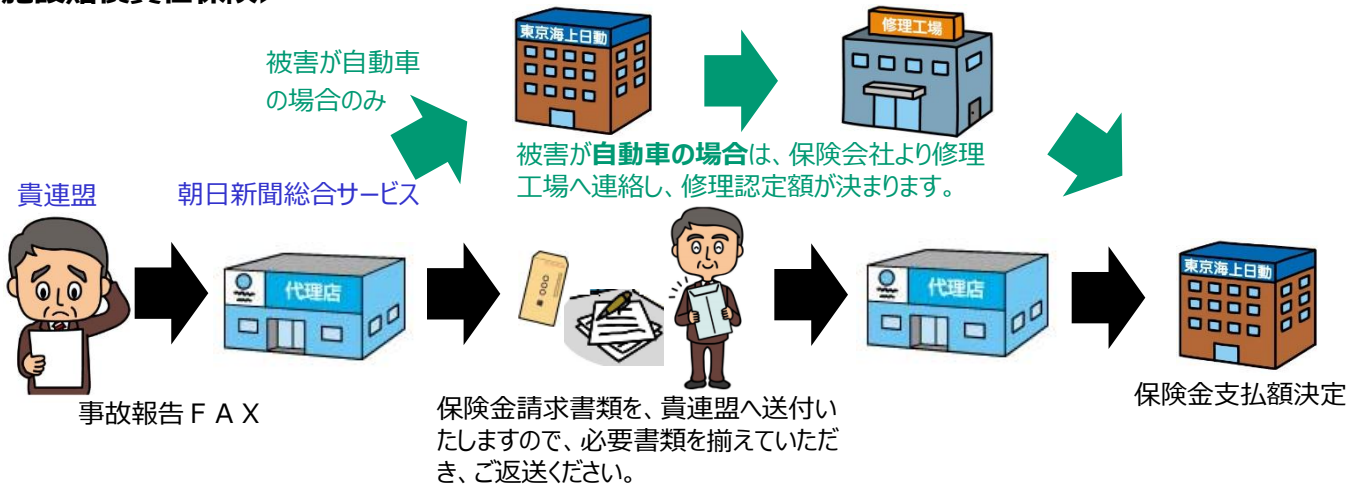
この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。

事故が発生した場合は、貴連盟（各都道府県担当者様）が被害者と直接示談交渉を進めていただくこととなりますので、ご承知置きください。（保険会社・代理店は、貴連盟と被害者の間に入ることはできません。）

尚、東京海上日動火災保険株式会社の承認を得ないで、示談された場合には、示談金額の全部または、一部を保険金としてお支払いできない場合がございますので、ご注意ください。

◇保険金請求手続きについて◇

<施設賠償責任保険>



※ 物損の場合は、メール等で先に写真・修理見積書をいただき、保険金支払額が決定してから修理にかかってもらうよう被害者へご案内ください。（修復に関わる費用が対象となるため、修復を超える部分につきましては、保険金支払い対象外となりますので、ご注意ください。）

※ 保険金支払額が決定しましたら、免責金額を差引いた金額をご指定口座へお振込みいたします。

※ 保険金お支払い口座につきましては、対人の場合は被害者の口座を、対物の場合は修理先口座をご指定いただきますようお願いいたします。

<レジャー・サービス施設費用保険>



※ 保険金お支払い口座につきましては、被害者もしくは親権者の口座をご指定していただきますようお願いいたします。親権者の場合は、健康保険証等の確認資料が必要となります。

事故報告書 記入例

朝日新聞総合サービス株式会社 行

FAX 06-6231-9531

事故報告書

都道府県高野連名	〇〇県 高等学校野球連盟		
報告者	氏名	朝日 太郎	
	連絡先	勤務先	TEL 06-0000-0000 (〇〇県立〇〇高校)
		携帯番号	TEL 090-0000-0000
高野連連絡先	TEL 06-6231-4546	FAX 06-6231-9531	
事故日時	2026年 7月 20日 午前 ・午後 10時 30分頃		
事故場所(球場名等)	県立朝日野球グラウンド		
事故住所	〒530-0005 大阪市北区中之島2-3-18		
大会名(開催名)	第108回全国高等学校野球選手権〇〇大会		
事故状況	〇〇高校対△△高校の試合中、3回表〇〇高校打者の打ったファウルボールが、三塁側ネットを越えて駐車場に駐車していた車に当たり、フロントガラスを破損させた。		
被害者名	フリガナ	トウカイ ハナコ	
	漢字	東海 花子	
被害者の連絡先	住所	〒541-0043 大阪市中央区高麗橋3-5-12	
	電話	080-0000-0000	
自動車損害の場合	所有者	車種	登録番号(ナンバープレート)
	東海 花子	プリウス	大阪501あ〇〇〇〇
修理工場 <small>※車等修理の場合は必ず明記して下さい</small>	工場名	◇◇自動車工場	
	入庫日	2026年 7月 20日	
	電話	06-0000-0000	
	担当者	山田	
代車の有無	有 ・無	レッカー搬送有無	有・ 無 <small>大手会社にてご手配ください。</small>

事故発生時間もお調べください。

事故状況を詳しくご記入ください。同日に2件以上の事故がある場合は、どの事故であるか特定できるように、ご記入ください。

日中連絡がつきにくい方は、携帯番号をご確認ください。

必ず車のナンバープレート番号をご確認ください。

入庫日もあわせてお調べください。

※事故が発生した場合は、高野連担当者様よりこの用紙にてFAXでご一報下さい。

事故報告書

都道府県高野連名	高等学校野球連盟			
報告者	氏名			
	連絡先	勤務先	TEL	
		携帯番号	TEL	
	高野連絡先	TEL	FAX	
事故日時	年	月	日	午前・午後 時 分頃
事故場所(球場名等)				
事故住所	〒			
大会名(開催名)				
事故状況				
被害者名	フリガナ			
	漢字			
被害者の連絡先	住所	〒		
	電話			
自動車損害の場合	所有者	車種	登録番号(ナンバープレート)	
修理工場 ※車等修理の場合は必ず明記して下さい	工場名			
	入庫日	年	月	日
	電話			
	担当者			
代車の有無	有・無	レッカー搬送有無	有・無	大手会社にてご手配ください。

※事故が発生した場合は、高野連担当者様よりこの用紙にてFAXでご一報下さい。

【ご加入にあたってのご注意】

<告知義務>

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

<通知義務>

（施設賠償責任保険の場合）ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

（レジャー・サービス施設費用保険の場合）ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご加入を解除することがあります。

<重大事由による解除について>

以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にご加入の保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合 等

<他の保険契約等がある場合>

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

<保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて> 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限る））または、マンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。※保険契約者が個人等以外のものである保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

<補償の重複に関するご注意>

補償内容が同様の保険契約（特約も引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか的一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

加入者証は発行されませんので、加入依頼書等加入内容を記録したものをパンフレットとともに保険期間の終了時までご保管ください。

【もし事故が起きたときは】

<施設賠償責任保険>

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面にて取扱代理店または引受保険会社にご通知下さい。ご連絡が遅れた場合は、保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。

<レジャー・サービス施設費用保険>

ご契約者または被保険者が事故の発生を知った場合は、事故発生の日から30日以内に事故発生の状況ならびに他の保険契約等の有無および内容を、書面にて取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。引受保険会社から説明を求められた場合はこれに応じ、身体の診察または死体の検案を求められたときはこれに協力してください。正当な理由なく通知が遅れたり、協力しただけでなかった場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。

<示談交渉サービスは行いません> この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知置ください。

なお、引受保険会社の同意を得ないで示談をされた場合には、示談金額の全部または一部が保険金として支払われない場合がございますのでご注意ください。

<先取特権について：保険金請求の際のご注意>

施設賠償責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます（保険法第22条第2項）。

このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と
手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、
同協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)



03-4332-5241（全国共通）

受付時間：午前9時15分～午後5時
（土日祝・年末・年始を除きます。）

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。従いまして、取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接契約されたものとなります。

このパンフレットは、施設賠償責任保険（追加被保険者・交差責任担保特約条項、借用不動産損壊担保特約条項、借用不動産修理費用担保特約条項）・レジャー・サービス施設費用保険（傷害見舞費用追加担保特約条項、被災者傷害見舞費用保険金変更特約条項、被災者対応費用追加担保特約条項、災害広告費用不担保特約条項、利用者の定義修正特約条項付帯）の概要をご説明したものです。詳しくは、契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によります。保険約款内容の確認をご希望される場合は、団体までご請求ください。また公式試合賠償責任保険の内容について保険金のお支払条件その他ご不明な点がありましたら、取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。

ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先

【取扱代理店】

朝日新聞総合サービス株式会社

大阪保険事業部

〒530-0005 大阪市北区中之島2-3-18 NFT17階

TEL.06-6231-4546 FAX.06-6231-9531

営業時間：平日（土日祝日・年末年始除く）10:00～18:00

【引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社

（担当課）関西法人営業部 企業チーム

〒541-0043 大阪市中央区高麗橋3-5-12

TEL 06-6203-0480 FAX050-3385-6065

営業時間：平日（土日祝日・年末年始除く）9:00～17:00